

令和3年 第5回定例教育委員会

令和3年5月17日(月)
午後2時から
宮代町役場202会議室

1 開会の宣言

教育長

2 あいさつ

3 概要報告

4 事務局報告

(1) 学校教育関係

ア 6月の行事予定について P 1

5 審議案件

議案第13号 宮代町学校評議員の委嘱について P 3

議案第14号 教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価委員
の委嘱について P 6

議案第15号 宮代町学校給食運営審議会委員の委嘱について P 9

議案第16号 宮代町学校給食研究委員会委員の委嘱について P12

6 その他

7 次回教育委員会について

8 閉会宣言

教育長

(1) 学校教育関係

ア 6月の行事予定について

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 須賀中：須 百間中：百 前原中：前

日付	小学校	中学校
1日(火)	竜巻対応避難訓練・プール清掃(百) 心肺蘇生法研修会(笠)	内科検診(須)
2日(水)	心肺蘇生法研修会(須) 眼科検診(百・東)	
3日(木)	不審者対応避難訓練・5年歯みがき委大会(笠)	歯科検診(須) 1年歯科保健学習(前)
4日(金)	全校遠足(笠)	支援担当訪問(須)
5日(土)	むし歯予防集会・学校運営協議会・学校関係者評価委員会・学校保健委員会(東)	開校記念日(前)
6日(日)		
7日(月)	心肺蘇生法研修会(須) 支援担当訪問(百)プール開き(東)	
8日(火)	プール開き(百・笠)	
9日(水)	4年歯みがき指導(須) 5年田植え(東)	支援担当訪問(百) 2年薬物乱用防止教室(前)
10日(木)	5年田植え(須) 歯科検診(須・百) スクールガード連絡会議(東)	
11日(金)	ふれあい遠足(百)	
12日(土)		
13日(日)		
14日(月)	学校評議員会(須)	
15日(火)		
16日(水)	校長交換講話〈中学校から〉(須) 5年自然教室～18日(笠)	校長交換講話(須)〈小学校へ〉 環境衛生検査(前)
17日(木)		支援担当訪問(前)
18日(金)		東部学力テスト〈中〉
19日(土)	引き渡し訓練(百)	
20日(日)		
21日(月)	ふれあいデー 学校応援団連絡会(須)表札訪問(東)	ふれあいデー 放課後の学習会～23日(須) 引き渡し訓練(前)
22日(火)	学校評議員会・学校関係者評価委員会(百) 民生委員・児童委員連絡協議会(東)	期末テスト～23日(前)
23日(水)	表札訪問(東)	PTA あいさつ運動(百)
24日(木)		期末テスト～24日(須・百)
25日(金)	支援担当訪問(東) 4年校外学習(笠)	非行防止教室(百)

26日(土)		
27日(日)		
28日(月)	民生委員・児童委員連絡協議会(須) 学力向上週間・表札訪問(東)	
29日(火)		
30日(水)	かえでキッズタイム(須) 表札訪問(東)	学校総合体育大会(前)

イ 6月の事業予定について(教育委員会主催事業)

日付	内 容	場 所
3日(木)	第1回就学支援委員会	役場202会議室
10日(木)	第1回いじめ不登校対策連絡会議	役場202会議室
11日(金)	I C T研修会	オンライン
15日(火)	体力向上推進委員会	役場202会議室
16日(水)	小中一貫教育推進委員会	役場202会議室
17日(木)	英語活動・英語教育推進委員会	役場204会議室
18日(金)	第1回子ども環境会議	役場202会議室

議案第13号

宮代町学校評議員の委嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町学校評議員に委嘱することについて議決を求める。

令和3年5月17日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町学校評議員に委嘱したいので、宮代町学校評議員設置要綱第4条の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

別紙

宮代町学校評議員名簿

任期 令和3年4月1日～令和4年3月31日

NO.	学校名	氏名
1	須賀小学校	大川 香
2		矢部 久成
3		山川 陸夫
4		野本 俊男
5		三笥 隆司
6	百間小学校	国川 恵子
7		成田 稔
8		金子 輝男
9		渡邊 和夫
10		杉村 健
11	笠原小学校	島村 姪子
12		邑田 一夫
13		式田 正利
14		松本 和俊 (本年度から)
15		青田 文男 (本年度から)
16	百間中学校	下 康浩
17		横手 順二
18		三浦 一江
19		新井 庸一
20		土渕 早苗 (本年度から)
21	前原中学校	根岸 勝恵
22		吉田 シゲ子
23		中田 紀子
24		中野 松夫
25		杉村 健 (本年度から)

【資料】宮代町学校評議員設置要綱

平成13年3月27日 教委要綱第1号

(目的)

第1条 宮代町小・中学校は、校長を中心に、地域に開かれた特色ある学校づくりを進めるために、各学校に学校評議員を置くものとする。

(設置)

第2条 事務局は、町内各小・中学校に置くものとする。

(組織)

第3条 学校評議員は、各小・中学校5名を原則とする。

(任期)

第4条 学校評議員は、校長が推薦し、教育委員会が委嘱する。任期は1年とする。

(学校評議員の役割)

第5条 学校評議員は、校長の学校運営を支援するものとする。

(1) 校長は、学校運営に関し、必要に応じてそれぞれの学校評議員から、意見を求めることができる。

(2) 校長は、前号の意見を求めるにあたり、学校運営に関する方針などを説明する義務がある。

(3) 校長は、学校評議員の意見を聴き、学校経営に反映するか否かの判断を行う。

(守秘義務)

第6条 学校評議員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(会議)

第7条 校長は、学校評議員の意見を聴くために、必要に応じ、学校評議員を集めて会議を開くことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、学校運営に関する必要事項は、実施要項に定める。

附 則

議案第14号

教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価委員の委嘱について

別紙の者を宮代町教育委員会の事務に関する点検評価に係る委員に委嘱することについて議決を求める。

令和3年5月17日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価実施要領第3条第1項の規定により評価委員に委嘱したいので、この案を提出するものである。
なお、委嘱期間は令和3年6月1日から点検評価を終えるまでの間とする。

別紙

教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価委員

任期 令和3年6月1日～点検評価終了まで

	氏 名	選 出 分 野
1	武正 光江	元小学校長
2	岸田 真知子	宮代町PTA連絡協議会
3	石田 俊幸	宮代町体育協会

【資料】教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価実施要領

平成25年3月14日 教委訓令第3号

(趣旨)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき宮代町教育委員会が行う教育委員会の事務に関する点検評価（以下「点検評価」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(第三者評価)

第2条 点検評価の実施に際しては、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するとともに、客観性を確保するため、第三者による評価を行うものとする。

(評価委員)

第3条 前条に定める評価を行うための委員（以下「評価委員」という。）は、教育に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 評価委員の定数は3名以内とする。

(所掌事項)

第4条 評価委員は、点検評価について公正・中立の立場から検証し、意見を提出するものとする。

(任期)

第5条 評価委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から、所掌事項が終える日までとする。

(会議等)

第6条 評価委員の会議は、教育委員会が招集する。

(謝金)

第7条 評価委員には、謝金を進呈する。

(関係資料の提供)

第8条 教育委員会事務局は、評価委員の評価に資するため、評価対象の事務事業に関し、客観的資料を提供しなければならない。

議案第15号

宮代町学校給食運営審議会の委員の委嘱につき議決を求めることについて
別紙の者を学校給食運営審議会の委員に委嘱することについて議決を求める。

令和3年5月17日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町学校給食運営審議会の委員に委嘱したいので、宮代町学校給食運営審議会条例第3条及び第4条の規定により、この案を提出するものである。
なお、任期は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

別紙

宮代町学校給食運営審議会名簿

任期 令和2年4月1日～令和4年3月31日
（「*」の者の任期 令和3年4月1日～令和4年3月31日）

	氏名	所属	備考
1	鈴木 仁志	学校医代表	町医師会長
2	平山 隆志 *	学校歯科医代表	町歯科医師会長
3	井浦 剛	薬剤師代表	
4	富岡 明子	保健所職員	保健予防推進担当部長
5	吉田 シゲ子	識見を有する者	食生活改善推進員協議会
6	高野 桂子	須賀小学校長	
7	山口 隆夫	百間小学校長	
8	小山 裕之	東小学校長	
9	白石 昌孝	笠原小学校長	
10	瀬田 浩	須賀中学校長	
11	鈴木 修平	百間中学校長	
12	長井 勝利 *	前原中学校長	
13	栗原 史洋 *	保護者代表	前原中学校PTA
14	福迫 未来 *	保護者代表	百間小学校PTA

事務局 青柳 誠（教育推進課主幹兼給食センター所長）

鶴川 裕介（指導主事）

高塚 康子（教育推進課主任）

佐藤 悠子（百間小学校 栄養教諭）

島村富士子（百間中学校 栄養技師）

(設置)

第1条 学校給食の適正な運営を図るとともに、児童・生徒の心身の健全な発達に寄与するため、宮代町学校給食運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、宮代町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 学校給食の計画に関する事項 (2) 学校給食費に関する事項
(3) 給食内容に関する事項 (4) 前3号に掲げるもののほか、学校給食に関する重要事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校医代表 (2) 学校歯科医代表 (3) 学校薬剤師代表 (4) 保健所職員
(5) 識見を有する者 (6) 公募による町民 (7) 学校長 (8) 保護者の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役職上によって委嘱された者が、その職を離れたときは、委員は解任されるものとする。
3 委員は、連続して6年を超えない範囲において再任されることができる。ただし、当該附属機関の所掌事務に関し特に専門的な知識経験等を有する者が当該委員以外に得難い等特別の事情がある場合又は任期の途中である場合は、この限りでない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
5 会長及び副会長の任期は、当該委員の任期とする。

議案第16号

宮代町学校給食研究委員会の委員の委嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町学校給食研究委員会の委員に委嘱することについて議決を求める。

令和3年5月17日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町学校給食研究委員会の委員に委嘱したいので、宮代町学校給食研究委員会規則第3条の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

宮代町学校給食研究委員会名簿

任期 令和2年4月1日～令和4年3月31日
 (「*」の者の任期 令和3年4月1日～令和4年3月31日)

	氏名	所属
1	山口 隆夫	校長会の代表 (百間小学校長)
2	田中 理恵子 *	教頭会の代表 (百間中学校教頭)
3	亀田 ちひろ *	給食主任 (須賀小学校養護教諭)
4	三枝 美紗都	給食主任 (百間小学校教諭)
5	蓮見 長子	給食主任 (東 小学校教諭)
6	松本 郁衣 *	給食主任 (笠原小学校教諭)
7	島田 瀬理花	給食主任 (須賀中学校教諭)
8	岡田 麻友 *	給食主任 (百間中学校教諭)
9	瀬田 好花	給食主任 (前原中学校教諭)
10	滝澤 明美 *	養護部会の代表 (前原中学校養護教諭)
11	井浦 剛	学校薬剤師の代表
12	上小林 れい子 *	保護者代表 (須賀中学校PTA)
13	関根 晃代 *	保護者代表 (笠原小学校PTA)
14	佐藤 悠子	栄養教諭
15	島村 富士子 *	栄養技師

事務局

青柳 誠	教育推進課主幹兼給食センター所長
鵜川 裕介	教育推進課指導主事
高橋 道彰	教育推進課教育総務担当主査
高塚 康子	教育推進課教育総務担当主任

【資料】宮代町学校給食研究委員会規則（抜粋）

平成22年3月22日教委規則第2号

最終改正 平成22年9月30日教委規則第5号

（目的及び設置）

第1条 学校給食の質の向上を図るため、宮代町学校給食研究委員会（以下「研究委員会」という。）を設置する。

（調査研究事項）

第2条 研究委員会は、次に掲げる事項を調査研究する。

- （1） 学校給食の献立に関する事項
- （2） 学校給食の衛生、安全に関する事項
- （3） 学校給食の指導に関する事項
- （4） 学校給食の事務に関する事項
- （5） その他学校給食に関して必要な事項

（委員及び組織）

第3条 研究委員会は、委員22人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1） 給食主任（各学校）
- （2） 栄養士
- （3） 校長会の代表
- （4） 教頭会の代表
- （5） 保護者の代表
- （6） 養護部会の代表
- （7） 学校薬剤師の代表

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役職上によって委嘱された者が、その職を離れたときは、委員は解任されるものとする。
- 3 委員は、再任することができる。

（研究委員会の役員）

第5条 研究委員会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は研究委員会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。